

令和6年度特別支援学校給食費補助事業のお知らせ
(やさしい日本語)

練馬区では、特別支援学校に通うこどもの家族に、学校の給食費を支払います。このお金をもらうためには、自分で申し込むことが必要です。ほしい人は、申し込みをしてください。

記

【対象】

すべての条件に合う人が申し込むことができます。

1. 練馬区に住んでいること
2. 特別支援学校の生徒であること

(公立、私立の学校や、他の区にある学校でもよいです。)

家族の収入は、関係ありません。

他に自分が払う学校の給食費を助けてくれる制度を使っている人は、申し込むことができません。

例えば、東京都の就学奨励事業で「区分」や「施設」の人や、生活保護の教育扶助を受けている人は申し込めません。「区分」の人は、給食費の残り半分をもらえます。

令和5年度の一時期だけでも、上の条件に合っていたら、申し込むことができます。

給食を食べていなくても、家から学校に弁当をもっていっている人も申し込むことができます。

【支払い方法】

下の金額まで、お金を支払います。このお金は、申し込みをした銀行口座に振り込まれます。申し込みから1か月後くらいに支払う予定です。

小学校 1～2年生	52,100円
3～4年生	54,900円
5～6年生	58,600円
中学生	66,300円

家から学校に弁当をもっていっている人は下の金額を下の金額を支払います。

小学校 1～2年生	288円×弁当を持っていった回数
3～4年生	302円×弁当を持っていった回数
5～6年生	321円×弁当を持っていった回数

ちゅうがくせい 中学生	376円 × 弁当も かいすう を持っていった回数
----------------	------------------------------

お金をもらうことが決まった後でも、練馬区から引っ越すときや、もらえる条件でなくなったときは、申し込み金額を直さなければなりません。

【申し込みができる期間】

令和7年2月28日(金) ~ 令和7年3月31日(月)

【申し込み方法】

書類を郵便で送るか、直接、渡してください。

郵便で送る。(令和7年3月31日までに郵便局に出せば大丈夫です。)

保健給食課に直接渡す。(練馬区役所 11階)

【必要な書類】

必ず必要な書類

申請書兼口座振込依頼書(区で用意している書類をつかってください。)

書類のデータは、練馬区のホームページに掲載しています。

令和6年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書のコピー

お金をもらいたい銀行口座の通帳等のコピー(名前と口座番号が分かるもの)

個人番号カード表面、運転免許証、パスポート等のコピー(どれか1つ)

当てはまる人だけ必要な書類

今年度、ほかに自分が払う学校の給食費を助けてくれる制度を使っている人

: 他の制度を使っていることがわかる書類(支給決定通知書など)のコピー

【注意事項】

生活保護、東京都就学奨励事業などで、給食費をもらっている人は申し込みできません。

東京都の「令和6年度就学奨励事業支弁区分決定通知書」は、全員、必ず出してください。

【連絡先・書類を出すところ】

練馬区教育委員会事務局 保健給食課学校給食係

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

電話番号 03-5984-5736

時間 8:30 ~ 17:00

(土曜日、日曜日、祝日は閉まっています。)